

議案第 25 号

かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
の一部を改正する条例

かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 105 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 3 条第 1 項中「及び災害の防止」を削る。

第 4 条第 2 項中「若しくは崩落」を削る。

第 5 条第 1 項中「及び災害」を削る。

第 7 条ただし書中「第 8 条第 3 項」を「次条第 3 項」に改める。

第 8 条第 1 項中「5, 000 平方メートル未満」を「3, 000 平方メートル以下」に改め、同条第 2 項中第 9 号を削り、第 10 号中「及び災害の防止」を削り、同号を第 9 号とし、第 11 号を第 10 号とし、同条第 3 項中「並びに都市計画法第 35 条第 2 項の規定による開発許可の通知」を削る。

第 9 条中「第 10 号」を「第 9 号」に改める。

第 11 条第 2 号を削り、同条第 3 号中「及び災害の防止」を削り、同号を同条第 2 号とし、同条中第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

第 12 条中「及び災害の防止」を削る。

第 13 条第 1 項中「第 10 号」を「第 9 号」に改め、同条第 3 項中「第 11 号」を「第 10 号」に改める。

第 14 条第 2 項中「事業の施工に関する計画（前条第 1 項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第 23 条第 2 項第 1 号において同じ。）及び」及び「及び災害の防止」を削る。

第 18 条中「及び災害の防止」を削る。

第 21 条中「又は災害の防止」を削る。

第 23 条第 2 項第 1 号中「事業の施工に関する計画若しくは」及び「及び災害の防止」を削り、同項第 2 号中「又は災害の防止」を削る。

第 24 条中「又は災害の防止」を削る。

第 29 条第 1 項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「者」を「とき」に改め、同条第 2 項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「者」を「とき」に改め、同条第 3 項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「者」を「とき」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のかすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の規定により着手している土地の埋立て等については、なお従前の例による。